

## 尾花沢市内に事業所がある方へ

支援金のご案内

—尾花沢市原油価格・物価高騰等緊急支援金—

大型小売店舗・農業以外すべての業種の方を対象に

「原油価格・物価高騰等緊急支援金」を交付します。

**法人20万円**  
**個人10万円**

《申請期限》  
**9月30日まで受付**



《対象者》 次のいずれにも該当する事業者等

ア 市内に事業所を有する事業者等（大型小売店舗、農業を除く）

イ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年1～6月のいずれか一月の売上げが平成31年（令和元年）から令和3年までの同月に比べて1.0%以上減少している事業者等

ウ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している事業者等

エ 支援金の受給後も事業を継続する意思がある事業者等

オ 尾花沢市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第3条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等と関係を有する事業者等でないこと

カ 主たる業種が日本標準産業分類で定める農業ではないこと

《支援金額》 法人 20万円  
個人事業主 10万円  
※1事業者1回限り

裏面の申請方法をご覧ください！

《申請期限》 > 令和4年9月30日（金）消印有効

次の書類を下記宛先までなるべく郵送にて提出してください。

※ 申請書は尾花沢市のホームページからダウンロードできます。

【郵送先・申請に関するお問い合わせ】

尾花沢市商工観光課 商工労政係

〒999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号

TEL:0237(22)1125 FAX:0237(22)3222

E-mail: rousei@city.obanazawa.yamagata.jp

《尾花沢市ホームページ》

[www.city.obanazawa.yamagata.jp](http://www.city.obanazawa.yamagata.jp)

新型コロナウイルス感染症に関する支援策を掲載しています。

## 【申請方法】

「尾花沢市原油価格・物価高騰等緊急支援金 交付申請書（兼）請求書」に、次の（１）から（３）の書類を添付してください。

### ～添付書類～

#### （１）売上げを比較する月（平成31年（令和元年）から令和3年までの1月から6月までのいずれか一月）を含む期間の確定申告書の写し（収受日付印があるもの）

※e-Tax で確定申告した事業者は、次のいずれの場合でも、受信通知（メール詳細）の写しを添付してください。（受信通知の「種目名」欄が「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」となっているもの）

また、収受日付印がない場合は、下記の書類に加え、その年度の納税証明書（その2）の写し、又は税務署で保管している申告書原本を撮影した写真を添付してください。

##### ①法人の場合（次の両方を添付してください。）

- ・確定申告書別表一の写し
- ・法人事業概況説明書の写し（両面）

##### ②個人事業主の場合

ア.青色申告の場合（次の両方を添付してください。）

- ・確定申告書第一表の写し
- ・所得税青色申告決算書の写し（ページ1とページ2）

イ.白色申告の場合

- ・確定申告書第一表の写し

#### （２）令和4年1月から6月までのいずれか一月の売上げが分かる書類

（売上げが0の場合も必要）

- ・売上台帳、月次残高試算表など、平成31年（令和元年）から令和3年の同月と比較して10%以上減少した月（令和4年1月から6月までのいずれか一月）の売上げが分かる書類

※必ず、空きスペースに署名又は記名し、「年月」と「合計金額」を明記してください。

#### （３）振込先口座が分かる通帳の写し（申請事業者名義のものに限る。）

- ・給付金振込先の通帳の「金融機関名」、「支店名」、「口座の種類」、「口座番号」、「口座名義（カタカナ）」の全てが記載されたページ（表紙開いて見開き2ページ分）の写し

**次のいずれかに該当する場合、事業者は支援金の全額を返還することになります。**

- ・偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
- ・尾花沢市原油価格・物価高騰等緊急支援金交付要綱に違反する行為があったとき